



（新型コロナウイルス対策）

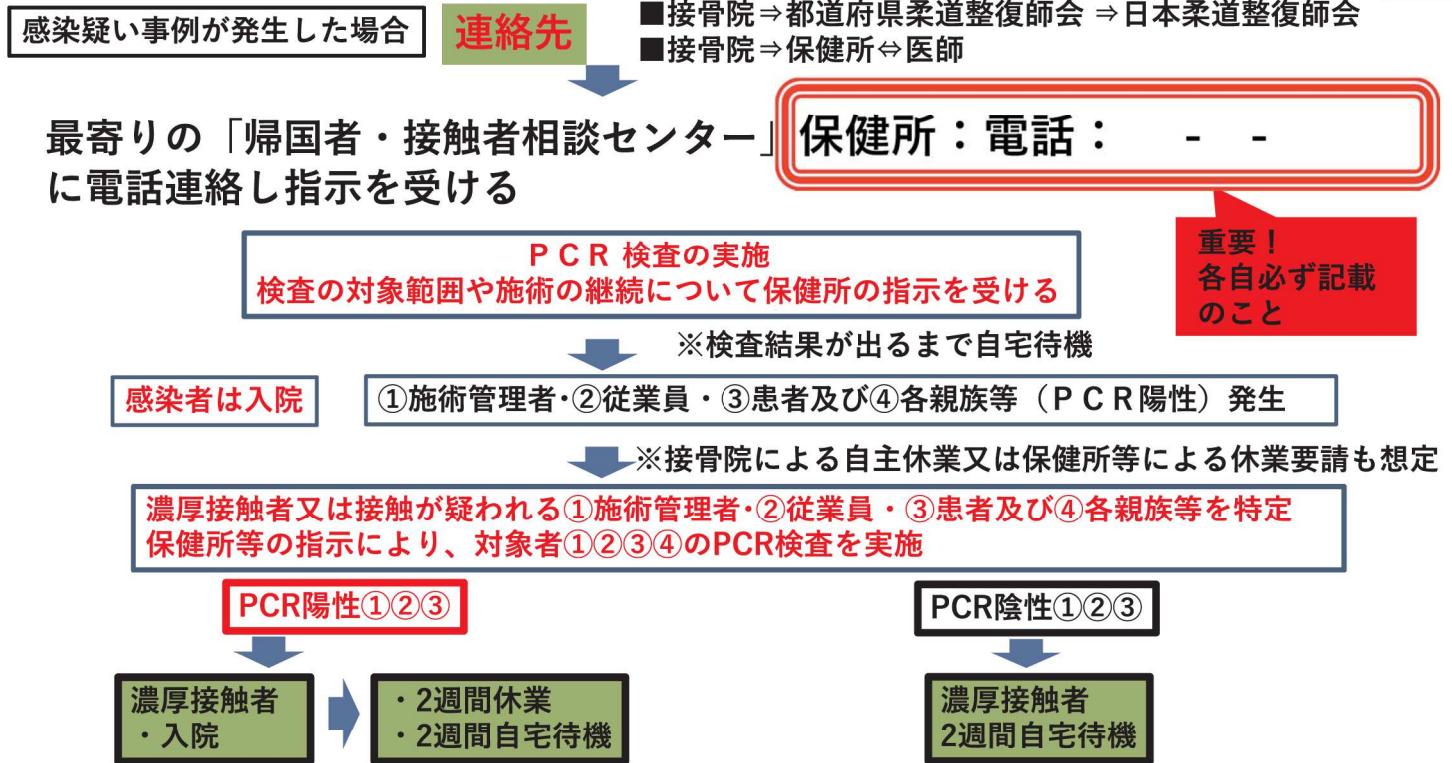
接骨院向け感染対応マニュアル

発生時対応フローチャート
安全への取り組み

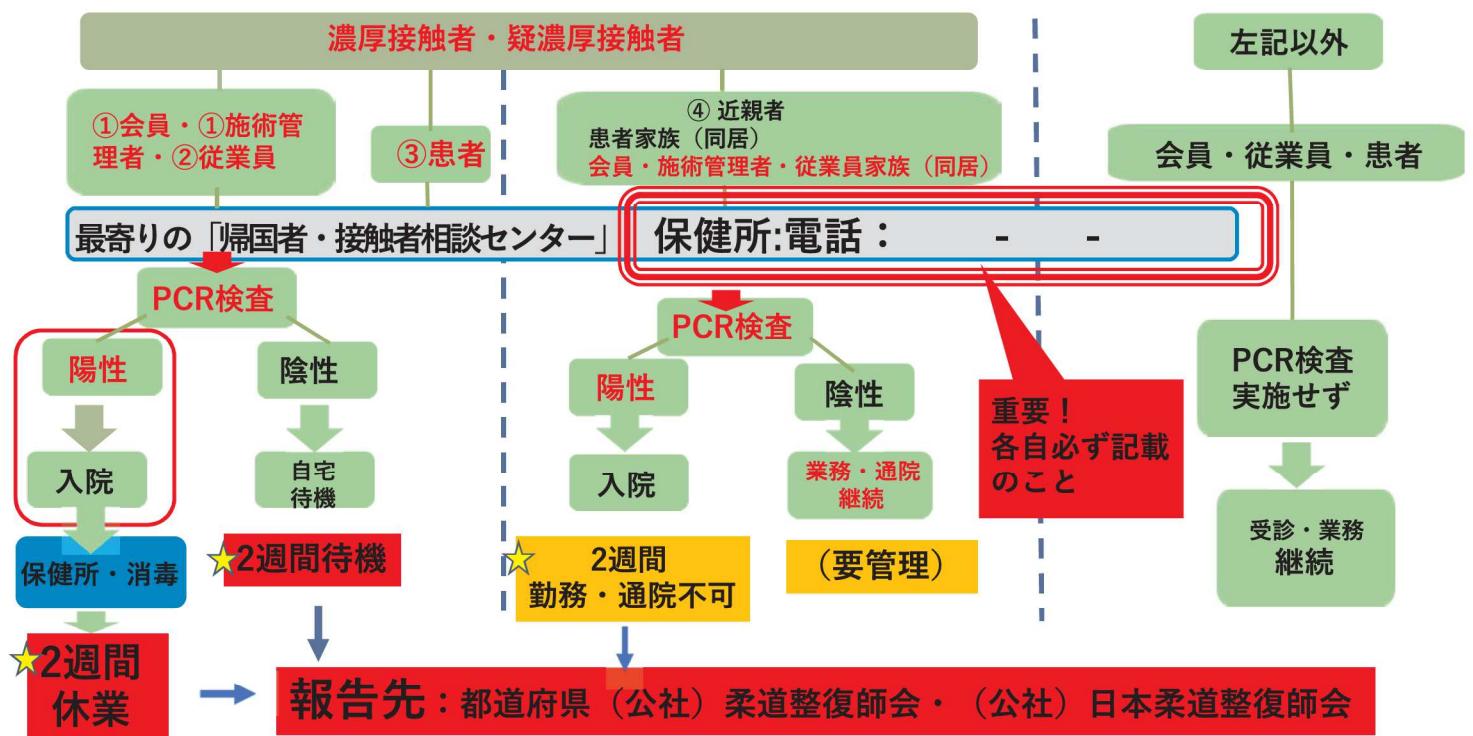
公益社団法人 日本柔道整復師会
新型コロナウイルス感染症対策本部



新型コロナウイルス感染疑い発生時の接骨院対応



新型コロナウイルス対策 接骨院 フローチャート





感染拡大防止の取り組み

安全への取り組み

1. 院内スタッフの日々の**確実な体調管理**
2. 患者様の来院時の**体調確認**
3. 院内スタッフの**3つの徹底**（マスク、手指の消毒、検温）
4. 患者様がご利用になる院内の消毒
5. 患者様がご利用いただける手指消毒用（アルコール・除菌水）設備の設置
6. 施術スペースに関する全ての備品の消毒
7. 院内の定期的な換気
8. 来院の際に若干の消毒臭（アルコール・塩素臭）が残ることの周知
9. **体調変化（注意）の場合は相互（患者↔接骨院）連絡**
10. (公社) 都道府県柔道整復師会・(公社) 日本柔道整復師会への報・連・相確認

注意

1. 風邪の症状や**37.5°C以上の発熱が4日以上**続いている
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
3. **高齢者又は基礎疾患のある方で上記の症状が2日程度**続いている

重要！
各自必ず記載
のこと

保健所：電話

に必ず連絡

※保健所：電話番号は事前確認 (参考：厚労省「帰国者・接触者相談センター」0120-565653)

全国保健所一覧 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

当院の新型コロナウィルス感染症拡大防止の取り組み

□安全への取り組み

1. 院内スタッフの日々の確実な体調管理
2. 患者様の来院時の体調確認
3. 院内スタッフの3つの徹底（マスク、手指の消毒、検温）
4. 患者様がご利用になる院内の消毒
5. 患者様がご利用いただける手指消毒用（アルコール・除菌水）設備の設置
6. 施術スペースに関する全ての備品の消毒
7. 院内の定期的な換気
8. 来院の際に若干の消毒臭（アルコール・塩素臭）が残ることの周知
9. 体調変化の場合は相互連絡（患者 ⇄ 接骨院）
10. （公社）都道府県柔道整復師会・（公社）日本柔道整復師会への報・連・相確認

□来院時の判断について

2020年2月24日、厚生労働省より新型コロナウィルス対策が発表されました。

当院も以下の症状が認められる方は各都道府県に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に相談して頂いた後、ご来院いただけますよう願い致します。

1. 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている
2. 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
3. 高齢者又は基礎疾患のある方で上記の症状が2日程度続いている
4. 症状が疑われる方は最寄りの「帰国者・接触者相談センター」保健所：電話――に必ず連絡する（保健所：電話番号は事前確認が必要）

□今後の対策について

今回のコロナウィルスに関して、日本政府、関係諸機関からの情報を元に、今後の感染症拡大に対する対策を行うと共に、患者様の健康と接骨院の安心、安全を最優先に対策を講じ施術を行って参ります。

ご来院される患者様につきましても、感染症防止へのご理解とご協力を願い致します。

接骨院感染対応策

日本柔道整復師会本部に「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

感染防止対策の検討や決定、感染者が出た場合の対応などを行う日整の専門チームを立ち上げておくことで、スムーズな意思決定ができる。

【日整では、有識者をメンバーとし、新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて政府や関係各省の要請に対して検討などを行う。】

(1) 発熱などの症状がある場合

□ 接骨院全体の対応（スタッフ・患者）

37.5度前後の発熱や、だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）が1日でもある場合

1. 管理者に報告する
2. 休息をとらせる。無理な勤務は禁物。
3. 回復するまでは、なるべく人との接触をさける。
4. 回復に至るまで、誰と会い、どこにいったかの行動記録をつけておく。

これは後日感染していた場合に重要な情報となる

5. 接骨院でフォーマット指定での管理か個人での管理の何れかの方法により提出可能なフォーマットで記録を残す方針とする。

(2) 感染または疑いの場合

□ 接骨院全体の対応

- (1) 風邪の症状や37.5°C以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。）
 - (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

スタッフ・患者に(1)(2)の症状が継続している場合は感染の疑いがあり、必ず接骨院に報告をさせる。

□ 接骨院の対応確認

1. 現状報告を受けての報告順序を明確にする。
経営者（開設者）、管理柔道整復師者、従業員
2. 「帰国者・接触者相談センター」都道府県保健所に相談するようスタッフに伝える。
【都道府県保健所電話番号は事前確認 参考※厚労省 0120-565653(フリーダイヤル)】

3.厚生労働省 保健所管轄区域案内 全国保健所一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/hokenjo/

4. 保健所、都道府県柔道整復師会、日本柔道整復師会（以下日整）に報告。

※日整または各県社団の「新型コロナウイルス感染症対策本部」へ報告。

5. その後の対応は、相談センター、医師、保健所からの指示に従うこと。

6. 濃厚接触者で陽性と判定のされたため、保健所の調査が入る。

7. 感染者の行動内容を本人も接骨院側も確実に整理する。

8. 症状が出始めた日以降の行動を全て把握することを必須とする。

□ 接骨院スタッフの同居家族が濃厚感染者

該当スタッフへの対応

1. 濃厚接触者で陽性と判定されたか、否かの確認。

2. 保健所から伝えられた詳細内容を確認。

3. 行動記録の確認

4. 上記の内容報告を求める

5. 症状が出ていない場合でも、2週間は自宅待機を指示する。

□ スタッフ及び患者の近親者が濃厚接触者

会員・施術管理者・従業員家族（同居者）

患者家族（同居者）

近親者への対応

1.接骨院に報告する。

陽性の場合 2週間通院不可

スタッフへの対応

1. 接触状況に応じて、2週間は自宅待機の指示を指示する。

参考情報

1.個人情報の取り扱いについて（氏名の開示について）

今後の対策、方針の検討などのために、報告のあった接骨院関係者の氏名は「新型コロナウイルス感染症対策本部」に共有することを、あらかじめスタッフ全員で共有しておく。

日本柔道整復師会または都道府県柔道整復師会では、濃厚接触者の特定が難しい場合は、ご本人の了解のもと、開示するかどうかを新型コロナウイルス感染症対策本部で決定する。

2. 濃厚接触者とはどんな人を示すのか？（国立感染症研究所感染症疫学センター）

「濃厚接触者」とは「患者（確定例）」が発病した日以降の接触者のうち、次の範囲に該当する場合を指します。

- a. 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- b. 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を施術していた者
- c. 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- d. 手で触れること、または対面で会話することが可能な距離（目安として 2 メートル）で、必要な感染予防策なしで「患者」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断）

(※) 「患者（確定例）」とは、「臨床的特徴等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」を指す。

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200206.pdf>

3. 厚生労働省「新型コロナウイルスに関する Q&A」（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_0001.html

4. 厚生労働省「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

おわりに

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、働き方や接骨院の経営にも大きく影響してきます。常に最悪の感染を想定し、あらかじめ近隣の日整会員との連携を紹介明記しておけば、患者親切と最小限の患者繋ぎ止めの効果もあり会員連携を地域住民にも周知もできます。